

鹿屋体育大学国際交流センター長等選考規則

	昭和60年3月13日
	規則第1号
改正	昭和60年7月3日
	規則第17号
	平成3年12月19日
	規則第7号
	平成6年10月20日
	規則第8号
	平成16年4月1日
	規則第36号
	平成19年3月22日
	規則第8号
	平成23年3月14日
	規則第14号
	平成30年3月29日
	規則第23号
	令和3年2月1日
	規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学国際交流センター長（以下「センター長」という。）等の選考及び任期等の基準を定めるものとする。

(選考機関)

第2条 センター長の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 センター長の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 センター長の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行うものとする。

(センター長の資格)

第4条 センター長は、本学の教授又は准教授とする。

(任期)

第5条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 鹿屋体育大学国際交流センター規則第3条第6項（以下「国際交流センター規則」という。）により副センター長を置く場合において、副センター長は、センター長の職務を補佐し、

センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、その任期の末日はセンター長の任期の末日以前とする。
- 3 副センター長は、国際交流センター規則第3条第2項の職員の中から、センター長の推薦に基づき学長が任命する。

(細則)

第7条 この規則の実施に必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命されたセンター長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。

附 則 (昭60. 7. 3規則第17号)

この規則は、昭和60年7月3日から施行する。

附 則 (平3. 12. 19規則第7号)

この規則は、平成3年12月19日から施行する。

附 則 (平6. 10. 20規則第8号)

この規則は、平成6年10月20日から施行する。

附 則 (平16. 4. 1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 3. 14規則第14号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 29規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令3. 2. 1規則第4号)

この規則は、令和3年2月1日から施行する。